

群馬県水準基標等取扱要領

昭和59年7月13日制定

平成4年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成9年4月1日一部改正

平成19年11月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年3月12日一部改正

1 趣 旨

この要領は、群馬県が設置した群馬県一級水準点（以下「水準基標」という。）の使用（一級水準測量の成果の閲覧を含む。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 水準基標の使用

- (1) 水準基標を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ別紙様式1により、群馬県環境森林部環境保全課長（以下「課長」という。）の承認を得るものとする。
- (2) 水準基標の設置してある土地に立ち入る場合は、事前に同基標の当該土地使用者等の承認を受けるものとする。
- (3) 水準基標の使用には、十分注意するとともに、使用終了後は原状に復帰するものとする。

3 水準基標の亡失等

水準基標の亡失、蓋の亡失、付近の掘削等の異常に気付いたときは、速やかに別紙様式2により課長に報告するものとする。

4 原形復旧等

水準基標に損傷を与えた場合は、課長に報告し原形復旧のうえ検査を受けるものとする。

様式 1 (規格 A 4)

群馬県水準基標使用承認申請書

年 月 日

群馬県環境森林部環境保全課長 様

住 所

申請者

氏 名

群馬県水準基標を下記のとおり使用したいので承認してください。

記

1 水準基標番号

2 使 用 目 的

3 使 用 責 任 者

4 使 用 期 間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

5 そ の 他

この申請については、承認する。(承認しない。)

年 月 日

群馬県環境森林部環境保全課長 印

様式 2 (規格 A 4)

群馬県水準基標亡失等報告書

年 月 日

群馬県環境森林部環境保全課長 様

住 所

報告者

氏 名

群馬県水準基標の亡失等を発見しましたので報告します。

記

1 水準基標番号

2 亡失等の内容

3 発 見 者

4 発 見 年 月 日

年 月 日